

令和6年2月20日

第8回農業委員会総会

議 事 録

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会

第8回会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年2月20日（火）午後3時00分～午後4時00分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（10人）

会長

委員	1番 鈴木 寿夫	2番 鈴木 清介	3番 渡部 敦	4番 永山 廣隆	5番 渡辺 清栄
	6番 木村 行男	7番 渡部 淳	8番 五十嵐 朱美	9番 五十嵐 智子	10番 二瓶 義典
	坂下地区 小林 雅博	若宮地区 山内 和之	金上地区 齋藤 嘉美	広瀬地区 橋本 善和	
	川西地区 齋藤 文範	八幡地区 桑原 博之	高寺地区 藤川 将仁		

4 欠席委員（0人）

5 遅刻委員（0人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第22号 現況確認証明について

議案第 23 号 会津坂下町農用地利用集積計画について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 長谷川 裕一、 農地管理係長 荒井 貴史、 係員 高久 佳菜

8 会議の概要

(議長)

本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきましてありがとうございます。
それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。只今の出席委員は、10名であります。定数に達しております。
また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、7名です。
それでは、第8回農業委員会総会を開会いたします。
まず、前回審議した結果について、事務局より経過報告をお願いいたします。

(事務局)

前回審議した結果について経過報告をいたします。

まず、議案第16号の農地法3条の案件につきましては、申請者に許可書を交付済みです。

次に、議案第17号の農地法5条の案件につきましては、申請者に許可書を交付済みです。

次に、議案第18号の会津坂下町農用地利用集積計画については、町長に対し異議がない旨報告し、1月22日に公告し、農用地利用集積計画書の抄本を貸手、借手に送付済みです。

最後に、議案第19号の会津坂下町農地利用集積等促進計画(案)については、町長に対し異議がない旨報告しました。
以上報告します。

(議長)

それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。

日程第1 議事録署名委員の指名について

(議長)

議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員として、9番 五十嵐委員、10番 二瓶委員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

(議長)

「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。

第8回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。

(議長)

次の日程に入る前に確認をしておくことがあります。

議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は1件ごとに行います。

日程第3 報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

(議長)

日程第3 報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

それでは、本案件について事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

1号2号は、所有者側が農地を子へ贈与するにあたり解約するものです。

3号は個人で受けていたものを3号の個人が経営する法人へと再転貸するための解約です。

4号は今後、当該農地を若宮地区の法人へ再転貸するための解約です。

5号6号は昨年契約した農地の一部ですが、当該農地は小規模で耕作条件が不利であるため解約するものです。

7号は今後、当該農地を広瀬地区の認定農業者に再転貸するための解約です。

8号も当該農地を広瀬地区の認定農業者に再転貸するための解約です。

9号から11号は、親子間で賃貸借契約をしていましたが、今後は農地所有者である親が自作することとなったため解約するものです。

(議長)

事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。

日程第4 議案第20号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

(議長)

日程第4 議案第20号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

1号案件から6号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

1号案件から3号案件は、いずれも譲受人の所有する農地に隣接しており、効率的な営農を行うために所有権移転するものです。譲受人は、認定農業者であり、営農に問題ないと思われます。

4号案件は、親族間での贈与です。譲受人は、水稻・アスパラ・ナス・きゅうりを作付予定です。

5号案件は、親族間での贈与です。譲渡人は配偶者の死亡により当該農地を相続しましたが、被相続人の父へと所有権移転するものです。

6号案件の譲渡人は、町外在住であり、自ら営農することが困難であるため、地元の法人へと所有権移転するものです。譲受人は農地所有適格法人であり、大規模経営をしていることから問題ないと思われます。

(議長)

関連がありますので、1号案件から3号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(2番 鈴木委員)

1号案件から3号案件について調査の結果を報告します。1号案件から2号案件の譲渡人には2月13日に電話にて、3号案件の譲渡人については町外のため事務局に確認を依頼し、1号案件から3号案件の譲受人については同日13日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため川西地区 齋藤推進委員の退場を命じます。

(齋藤推進委員 退場)

(議長)

質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、1号案件は原案のとおり許可することに決しました。

(議長)

次に2号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、2号案件は原案のとおり許可することに決しました。

(議長)

次に3号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、3号案件は原案のとおり許可することに決しました。
川西地区 齋藤推進委員の入場を認めます。

(齋藤推進委員 入場)

(議長)

4号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(広瀬地区 橋本推進委員)

4号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人に共に2月18日に電話にて、申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。4号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。4号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、4号案件は許可適当と認め、許可することに決しました。

(議長)

5号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(9番 五十嵐委員)

5号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人に共に2月17日に電話にて、申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。5号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。5号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、5号案件は許可適当と認め、許可することに決しました。

(議長)

次の案件は、議事参与の制限を受けますので、ここで議長を鈴木会長職務代理者に交代します。

(鈴木会長職務代理者)

それでは、暫時議長を交代いたします。6号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(3番 渡部委員)

6号案件について調査の結果を報告します。譲渡人は町外のため事務局に確認を依頼し、譲受人には2月12日に電話にて、申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(鈴木会長職務代理者)

ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため1番 鈴木委員の退場を命じます。

(鈴木委員退場)

(鈴木会長職務代理者)

質疑に入ります。6 号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(鈴木会長職務代理者)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。6 号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(鈴木会長職務代理者)

挙手全員であります。よって、6 号案件は許可適当と認め、許可することに決しました。

1 番 鈴木委員の入場を認めます。

(鈴木委員入場)

(鈴木会長職務代理者)

議長を交代いたします。

議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

(議長)

議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

本案件について事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。

本案件は、新築住宅建築に伴い、現状では建築基準法の接道要件を満たしていないことから、申請地を位置指定道路として転用するものです。

申請地は山林に隣接しており、小集団の生産性の低い農地であり、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に該当すると考えられます。

一般基準は、住宅新築の際の資力については自己資金及び住宅借入で賄い、申請地を転用することに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は自然浸透となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。

(議長)

本案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(川西地区 齋藤推進委員)

本案件について調査の結果を報告します。2月13日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。譲渡人・譲受人共に2月10日に電話にて、申請地、面積、転用の目的等を聞き取りし、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。本案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって本案件は、原案のとおり許可することに決しました。

議案第22号「現況確認証明について」

(議長)

議案第22号「現況確認証明について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

＜事務局朗読＞

(議長)

1号案件から2号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

本案件は、農地法が施行された昭和27年7月15日より以前に建設された建物の底辺となっており、農地に復元することが困難であることから、非農地であると証明を求められた件です。

以前、ワイン工場を新設するための転用の許可申請がありましたが、その際に自宅周辺の地目を確認したところ当該申請地が農地であることが発覚したため、現況に即した地目に変更したいとの理由から、申請があったものです。

(議長)

本案件について、担当委員の調査報告をお願いします。

(7番 渡部委員)

本案件について調査の結果を報告します。2月13日に事務局と共に現地確認を行い、宅地化が進んでおり農地に復元するのは困難な状況であると判断しました。

(議長)

質疑に入ります。本案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、本案件は非農地であると認め、証明することに決しました。

議案第 23 号「会津坂下町農用地利用集積計画について」

(議長)

議案第 23 号「会津坂下町農用地利用集積計画について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

まず、所有権移転の本案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

所有権移転の本案件は、農地中間管理機構特例事業での売買であり、1 月 26 日に農用地利用調整会議を開催しました。

本案件は、金上地区の田 1,021 m²を 10 a 当たり 750,000 円で福島県農業振興公社から金上地区の認定農業者へと売り渡すものです。

(議長)

本案件については、農用地利用調整会議を行っておりますので、担当委員より報告を求めます。

(金上地区 齋藤推進委員)

本案件について調整の結果を報告します。1 月 26 日に開催されました、農地利用調整会議に参加し、移転面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。

(議長)

質疑に入ります。所有権移転の本案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。

所有権移転の本案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、所有権移転の本案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

次に利用権設定の1号案件から40号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

1号は公社が八幡地区の畑1,485㎡を借入れ、2号は公社が八幡地区の田326㎡、畑1,710㎡を借入れ、1号、2号を併せて3号の八幡地区の認定農業者である法人へ集積します。

4号は公社が坂下地区、八幡地区の田18,319㎡を借入れ、5号の八幡地区の認定農業者へ集積します。

6号は公社が川西地区の田19,802㎡を借入れ、7号は川西地区の田6,429㎡を借入れ、6号7号を併せて8号の川西地区の認定農業者へ集積します。

9号は公社が若宮地区の田10,022㎡、畑3,138㎡を借入れ、10号の若宮地区の認定農業者である法人へ集積します。

11号は公社が高寺地区の田8,710㎡を借入れ、12号の高寺地区の認定農業者である法人へ集積します。

13 号は公社が川西地区の田 6,645 m²を借入れ、14 号の川西地区の認定農業者である法人へ集積します。
15 号は公社が金上地区の田 25,097 m²を借入れ、16 号の金上地区の認定農業者である法人へ集積します。
17 号は公社が金上地区の田 30,968 m²を借入れ、18 号の金上地区の認定農業者である法人へ集積します。
19 号は公社が広瀬地区の田 26,065 m²を借入れ、20 号の広瀬地区の認定農業者へ集積します。
21 号は公社が八幡地区の田 21,691 m²、畑 701 m²を借入れ、田については 22 号の坂下地区の認定新規就農者へ集積し、畑については、
23 号の若宮地区の認定農業者へ集積します。
24 号は公社が広瀬地区の田 3,796 m²を借入れ、25 号の広瀬地区の認定農業者である法人へ集積します。
26 号は公社が八幡地区の田 22,009 m²を借入れ、27 号の若宮地区の認定農業者である法人へ集積します。
28 号は公社が川西地区の田 6,804 m²を借入れ、29 号及び 30 号の川西地区の農業者へ集積します。
31 号は公社が八幡地区の畑 2,459 m²を借入れ、32 号は公社が八幡地区の畑 482 m²を借入れ、33 号は公社が若宮地区、八幡地区の畑 4,844 m²を借入れ、34 号は公社が若宮地区の畑 733 m²を借入れ、35 号は公社が八幡地区の畑 1,276 m²を借入れ、31 号から 35 号までを併せて 36 号の若宮地区の認定農業者へ集積します。なおこれらの農地ではリンゴの栽培を行うものです。
37 号は公社が若宮地区の田 22,810 m²を借入れ、38 号の若宮地区の認定農業者へ集積します。
39 号は公社が坂下地区の田 3,166 m²を借入れ、40 号の川西地区の認定農業者へ集積します。

(議長)

1 号案件から 3 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(9 番 五十嵐委員)

1 号案件から 3 号案件について調査の結果を報告します。1 号案件の貸手には電話がつながらなかったため確認できませんでした。2 号案件の貸手・3 号案件の借手には、2 月 16 日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。1 号案件から 3 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件から3号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって1号案件から3号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

4号案件から5号案件については、私の方から調査報告をいたします。

4号案件の貸手・5号案件の借手に2月11日に訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。4号案件から5号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。4号案件から5号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 4 号案件から 5 号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

6 号案件から 8 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(4 番 永山委員)

6 号案件から 8 号案件について調査の結果を報告します。6 号案件の貸手には 2 月 11 日に電話にて、7 号案件の貸手は町外のため事務局に確認を依頼し、8 号案件の借手には 2 月 11 日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

なお、賃借料については、土地の所在が分散しているためそれぞれ異なる金額となっています。

(議長)

質疑に入ります。6 号案件から 8 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。6 号案件から 8 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。
《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 6 号案件から 8 号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

9号案件から10号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(3番 渡部委員)

9号案件から10号案件について調査の結果を報告します。9号案件の貸手については入院中とのことで確認ができませんでした。10号案件の借手には2月16日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。9号案件から10号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。9号案件から10号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって9号案件から10号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

11号案件から12号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(高寺地区 藤川推進委員)

11 号案件から 12 号案件について調査の結果を報告します。11 号案件の貸手・12 号案件の借手共に 2 月 9 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。11 号案件から 12 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。11 号案件から 12 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 11 号案件から 12 号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

13 号案件から 14 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(川西地区 齋藤推進委員)

13 号案件から 14 号案件について調査の結果を報告します。13 号案件の貸手には 2 月 16 日に電話にて、14 号案件の借手には 2 月 15 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。13 号案件から 14 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。13 号案件から 14 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 13 号案件から 14 号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

15 号案件から 16 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(金上地区 齋藤推進委員)

15 号案件から 16 号案件について調査の結果を報告します。15 号案件の貸手については町外のため事務局に確認を依頼し、16 号案件の借手には 2 月 16 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 6 番 木村委員の退場を命じます。

(木村委員退場)

(議長)

質疑に入ります。15号案件から16号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。15号案件から16号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって15号案件から16号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

17号案件から18号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(金上地区 齋藤推進委員)

17号案件から18号案件について調査の結果を報告します。17号案件の貸手・18号案件の借手共に、2月16日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。17号案件から18号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。17 号案件から 18 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 17 号案件から 18 号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

6 番 木村委員の入場を認めます。

(木村委員入場)

(議長)

19 号案件から 20 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(金上地区 齋藤推進委員)

19 号案件から 20 号案件について調査の結果を報告します。19 号案件の貸手・20 号案件の借手共に、2 月 10 日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。19 号案件から 20 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。19 号案件から 20 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 19 号案件から 20 号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

21 号案件から 23 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(八幡地区 桑原推進委員)

21 号案件から 23 号案件について調査の結果を報告します。21 号案件の貸手には 2 月 12 日訪問にて、22 号案件の貸手には同日 12 日に電話にて、23 号案件の借手には 2 月 13 日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。21 号案件から 23 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。21 号案件から 23 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 21 号案件から 23 号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

24 号案件から 25 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(広瀬地区 橋本推進委員)

24 号案件から 25 号案件について調査の結果を報告します。24 号案件の貸手・25 号案件の借手共に、2 月 18 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 10 番 二瓶委員の退場を命じます。

(二瓶委員退場)

(議長)

質疑に入ります。24 号案件から 25 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。24 号案件から 25 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 24 号案件から 25 号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

10 番 二瓶委員の入場を認めます。

(二瓶委員入場)

(議長)

26 号案件から 28 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(議長)

次の案件は、議事参与の制限を受けますので、ここで議長を鈴木会長職務代理者に交代します。

(鈴木会長職務代理者)

それでは、暫時議長を交代いたします。26 号案件から 27 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(八幡地区 桑原推進委員)

26 号案件から 27 号案件について調査の結果を報告します。26 号案件の貸手には 2 月 13 日に訪問にて、27 号案件の借手には同日 13 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(鈴木会長職務代理者)

ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 1 番 鈴木委員の退場を命じます。

(鈴木委員退場)

(鈴木会長職務代理者)

質疑に入ります。26 号案件から 27 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(鈴木会長職務代理者)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。26 号案件から 27 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(鈴木会長職務代理者)

挙手全員であります。よって 26 号案件から 27 号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

1 番 鈴木委員の入場を認めます。

(鈴木委員入場)

(鈴木会長職務代理者)

議長を交代いたします。

(議長)

28 号案件から 30 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(川西地区 齋藤推進委員)

28 号案件から 30 号案件について調査の結果を報告します。28 号案件・29 号案件の貸手・30 号案件の借手共に 2 月 15 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。28 号案件から 30 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。28 号案件から 30 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 28 号案件から 30 号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

31 号案件から 36 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(八幡地区 桑原推進委員)

31 号案件から 36 号案件について調査の結果を報告します。31 号案件の貸手には 2 月 11 日に訪問にて、32 号案件の貸手には 2 月 12 日に電話にて、33 号案件・34 号案件の貸手には 2 月 14 日に電話にて、35 号案件の貸手には 2 月 12 日電話にて、36 号案件の借手には 2 月 13 日に訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。31号案件から36号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。31号案件から36号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって31号案件から36号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

37号案件から38号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(若宮地区 山内推進委員)

37号案件から38号案件について調査の結果を報告します。37号案件の貸手・38号案件の借手共に2月12日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。37号案件から38号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。37 号案件から 38 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 37 号案件から 38 号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

39 号案件から 40 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

(坂下地区 小林推進委員)

39 号案件から 40 号案件について調査の結果を報告します。39 号案件の貸手・40 号案件の借手共に 2 月 13 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。39 号案件から 40 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。39 号案件から 40 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 39 号案件から 40 号案件について、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。
これをもちまして、第 8 回農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 2 月 2 0 日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員